

「全国中学校体育大会監督・引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に外部指導者の引率を認めるものではない。

(1) 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。
なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があった時は、不適格者として会長又は競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④ この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。

(2) 外部指導者の引率を認める個人種目は、次の12種目とする。

- ① 陸上競技 ② 体操競技・新体操 ③ 卓球 ④ 柔道 ⑤ 剣道
- ⑥ 水泳 ⑦ バドミントン ⑧ 相撲 ⑨ ソフトテニス ⑩ スキー
- ⑪ スケート・アイスホッケー(但し、スケートのみ)

※ 陸上競技・水泳のリレーは個人種目として取り扱わない。

※ ソフトテニスはダブルスのみなので個人種目として取り扱う。

(3) 引率者としての外部指導者は、監督の資格を認めない。

- ① その際の監督は、当該校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部が協議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長(校長)と本人に文書で依頼する。
- ② 手続きは、様式A, B, C, D, Eをもって行う。

(4) 生徒の大会出場に係わる全責任は校長が負う。

(5) 引率上の留意点・大会会場における留意点

- ① 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 外部指導者は任意の傷害保健等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - (f) 宿泊する場合は、学校(大会本部)より指示された宿舎とする。
 - (g) その他、引率に必要な事項を指導する。

② 大会会場における留意点等

引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命じる。生徒は失格となることもある。

- (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (c) 競技場の抗議件及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡を取る。
- (d) ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

※ この細則は、平成14年4月1日から施行する。

「全国中学校体育大会合同チーム参加規程」

1. 趣 旨

参加を承認する精神はあくまでも少人数の運動部による単独でチーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2. 条 件

- ① 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
- ④ 個人種目のない以下の競技種目（7種目）に限る。

バスケットボール(5) サッカー(11) バレーボール(6) ハンドボール(7)
軟式野球(9) ソフトボール(9) アイスホッケー(12)

※ 但し、() 内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員とする。但し、やむを得ない場合は代表引率・監督を認める。

上記の実施にあたり、

- (1) 各都道府県中体連においては、合同チーム全国中学校体育大会参加の趣旨を踏まえ、参加状況を十分に把握しておくこと。
- (2) 実施していく過程で生じる問題については、各都道府県中体連の実態の応じて趣旨を踏まえて対処するとともに、日本中体連としても検討していく。